

山下江法律事務所  
実務に役立つ  
企業法務の基礎

第88回

契約書各論 (1)

前回は契約書の個々の条項についてみてきました。今回は契約書各論として売買契約についてみていきましょう。

典型契約 (有名契約)

典型契約とは、民法が規定を設けた13種類の契約類型を指します。典型契約は民法上に名称があることから「有名契約」ともいいます。

典型契約には、贈与、売買、交換、消費貸借、使用貸借、賃貸借、雇用、請負、委任、寄託、組合、終身定期金、和解があります。

典型契約に関する民法の規定

典型契約については、民法に各種規定がありますので、契約書において特に取り決めてない事項については、民法の規定

が適用されます。

ただ、典型契約に関する民法の規定は「任意規定」と呼ばれるもので、契約当事者がそれと異なる合意をすれば、民法の規定よりその合意が優先されることがあります。

このように、典型契約に関する民法の規定は、補完的な機能を有していますので、契約締結の際は、その内容を理解した上で、これらの規定を契約当事者間の合意により修正すべきか否か、検討する必要があります。

売買契約

典型契約の代表格として挙げられるのが売買契約です。

売買契約とは、当事者の一方がある財産権を相手方に移転することを約束し、相手方がこれに対し代金を支払うことを約束する契約です。

売買の対象となる財産権には、動産や不動産などの所有権のほか、債権等の権利も含まれます。例えば、債権譲渡契約についても、対価が金銭であれば売買契約です。

売買契約の締結により、売主

は売買の目的物を買主に引き渡す義務を負い、買主は売主に代金を支払う義務を負います。

支払義務が残ってしまうのは不合理というものです。

そこで、このような不合理を避けるため、契約当事者間で危険負担に関する民法の規定を修正して、前記のような場合には買主は代金支払義務を負わない

危険負担に関する条項

危険負担とは、売買契約締結後、売主の責任が問えないような事由により売買の目的物が滅失・毀損して引き渡しができなくなつた場合に、そのリスクを売主・買主のどちらが負担するかという問題のことです。

現行の民法では、例えば著名な画家が描いた絵のように、当事者がその物の個性に着目した物 (特定物) の売買契約における危険負担について、次のように規定されています。

すなわち、現行の民法では、売主の目的物 (特定物) 引渡し義務は、その物の滅失・毀損により消滅するのに対し、買主の代金支払義務は存続するとしています。

ただ、この民法の規定には批判があります。それは、売主の責任が問えないような事情であつたにせよ、売主の管理下にあつた売買の目的物が滅失・毀損して、買主に引き渡すことがで

きなくなったのに、買主の代金支払義務が残ってしまうのは不合理というものです。

そこで、このような不合理を避けるため、契約当事者間で危険負担に関する民法の規定を修正して、前記のような場合には買主は代金支払義務を負わない



田中伸山  
下江法律  
事務所  
副代表  
弁護士  
廣島県三原市出身。廣島大学附属福山高校、一橋大学法学部卒業。平成9年司法試験合格。平成12年4月廣島弁護士会入会。平成23年度廣島弁護士会副会長。  
【主な取扱分野】企業法務、債権回収、債務整理、相続、事業承継、交通事故損害賠償請求。

機動力と総合力の広島最大級事務所！迅速な対応のための予防法務=顧問契約をお勧めします

〒730-0012 広島市中区上八丁堀4-27上八丁堀ビル703 TEL 082-223-0695 広島弁護士会所属 代表 山下江

**山下江法律事務所**

Yamashita Ko Law Office 広島本部・東広島支部・呉支部

契約書チェック 債権回収 労務問題など

企業法務専門サイトあります  
<http://www.hiroshima-kigyo.com>

山下江 検索

◆離婚、相続、交通事故、債務整理の無料相談実施中！  
◆債務整理、交通事故：着手金￥0-



H28.12撮影

予約電話受付  
平日9~19時  
土曜10~17時



相談予約専用  
フリーダイヤル  
0120-7834-09